広島県教育委員会規則第二号

広島県立高等学校学則等の 部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 平 理 恵

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 のように改正する。 広島県立高等学校学則 (昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号) \mathcal{O} 部を次

に 改正する 次の表の改正前の 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

	とを要しない。
県内に住所を有する者であることを要しない。	保護者が広島県内に住所を有する者であるこ
叡智学園高等学校については、保護者が広島	広島県立広島叡智学園高等学校については、
)を有する者とする。ただし、広島県立広島	において同じ。)を有する者とする。ただし、
主たる事務所の所在地。第四項において同じ。	にあつては、主たる事務所の所在地。第四項
住所(保護者が法人である場合にあつては、	が広島県内に住所(保護者が法人である場合
の保証人をいう。以下同じ。) が広島県内に	成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。)
きは、その代理人)、成年の者についてはそ	生徒が成年の者である場合は、親権者又は未
後見人に事故等のやむを得ない事由があると	に事故等のやむを得ない事由があるとき又は
親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年	いう。ただし、親権者若しくは未成年後見人
は、その保護者(未成年の者についてはその	は、その保護者(親権者又は未成年後見人を
第十三条 高等学校に就学することのできる者	第十三条 高等学校に就学することのできる者
(通学区域等)	(通学区域等)
改正前	改正後

- 2 営む成年の者でなければならない。
 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を
- 3 ・・5 (略) だ長は、これを変更させることができる。 をしいと認めたときは、これを変更させることができる。
- 4 5

第十四条

4

5

3

れを変更させることができる。に準ずる者が適当でないと認めたときは、こ校長は、第一項の親権者又は未成年後見人

らない。

は、

、独立の生計を営む成年の者でなければな前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者

2

第十四条 入学志願者 (併設型中学校から併設型 (略)

2

2—3 第十五条 (略) (入学手続及び入学許可)

第十四条 入学志願者(併設型中学校から併設型・ 型高等学校へ入学を希望する者を除く。 事攻科衛生看護科へ入学を希望する者を除く。 事攻科衛生看護科へ入学を希望する者を除く。 さ、保護者と連署した入学願書及び入学者 選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出し なければならない。

(入学手続及び入学許可)

第十五条

2

4 学を許可された者である場合又は次の各号の入学を許可された者が高等学校専攻科に入

2 第三十 付しなければならない。業料について、当該生徒と連帯してこれを納生徒の保護者は、当該生徒が納付すべき授三十一条(略)(授業料)

> る誓約書を校長に提出しなけいずれかに該当する場合は、 |項第一号又は第二号に該当する生徒 前号に掲げるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法 (平成二十二年法律第4 のほか、 れば 八号) 保護者が署名す 教育長が別に ならな 第三 一条第

定める生徒

5 を経由して、 らない。 経由して、教育委員会に提出しなければなく。)は、保護者が署名する誓約書を校長入学を許可された者(前項に定める場合を

の規定に準じて提出しなければならない。を定めて、誓約書を前条第四項及び第五項を異動があつたときは、直ちにその後継者第十六条 保護者に死亡、資格の喪失等によ(保護者の異動等)

2 第 ればならない。 (授業料) (授業料)

(広島県立特別支援学校学則の 一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則 (昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号) \mathcal{O}

を次のように改正する。

に 改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

正

後

生徒が成年の者である場合は、親権者又は未生徒が成年の者である場合は、親権者又は未生徒が成年の者である場合は、親権者又は未生徒が成年の者である場合は、親権者又は未生徒が成年の者である場合は、親権者とは未 十五条 に事故等のやむを得ない事由があるとき又はいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人をる者は、保護者(親権者又は未成年後見人を十五条 高等部の第一学年に入学しようとす (入学手続)

認めたときは、これを変更させることができては未成年後見人に準ずる者が適当でないとらない。この場合において、校長は、親権者らない。この場合において、校長は、親権者2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者 2

3

正

前

第十五条 高等部の第一学年に入学しようとする者は、保護者(未成年の者についてはその視証人をいう。以下同じ。)と連署した入学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、校長に願い出なければならない。 2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。 でないと認めたときは、これを変更させることができる。 第十五条 (入学手続)

2

略)

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の 一部改正)

第三条 十二号)の一部を次のように改正する。 広島県立高等学校通信教育に関する規則 (昭和三十二年広島県教育委員会規則第

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改正後	改正前
うっした したご頁音は、R隻音(見種音とは)(入学志願手続)	等一人を「人名言真許は、永養許(尽以三)許(入学志願手続)
は未成年後見人に事故等 木成年後見人をいう。た	は未成年後見人に事故等のてはその親権者又は未成年
があるとき又は生徒が成年の者である場合は、	い事由があるときは、その代理人)、成年の
親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。	以下
以下同じ。)と連署又は連記した入学願書に、)と連署した入学願書に、教育長が必要と認
教育長が必要と認める書類を添えて、所定の	める書類を添えて、所定の出願期限内に校長
出願期限内に校長に提出しなければならない。	に提出しなければならない。
2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者	2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を
は、独立の生計を営む成年の者でなければな	営む成年の者でなければならない。この場合
らない。この場合において、校長は、親権者	において、校長は、代理人又は保証人が適当
又は未成年後見人に準ずる者が適当でないと	でないと認めたときは、これを変更させるこ
認めたときは、これを変更させることができ	とができる。
් වි	

(広島県立中学校学則の一部改正)

第四条 広島県立中学校学則 (平成十五年広島県教育委員会規則第四号) の一部を次のよ

うに改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

										笙			
(略)	ついては、通学区域を定めないものとする。	る。ただし、広島県立広島叡智学園中学校に	地。第三項において同じ。)を有する者とす	である場合にあっては、主たる事務所の所在)が次表の通学区域内に住所(保護者が法人	未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。	やむを得ない事由があるときは、親権者又は	ただし、親権者又は未成年後見人に事故等の	その保護者(親権者又は未成年後見人をいう。	第十二条中学校に就学することのできる者は、	(通学区域)	改正後	
(略)	とする。	中学校については、通学区域を定めないもの	る者とする。ただし、広島県立広島叡智学園	所の所在地。第三項において同じ。)を有す	者が法人である場合にあっては、主たる事務	下同じ。)が次表の通学区域内に住所(保護	事由があるときは、その代理人)をいう。以	者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない	その保護者(親権者又は未成年後見人【親権	第十二条 中学校に就学することのできる者は、	(通学区域)	改 正 前	

| 第十三条 入学志| (入学の出願)

入学志願者は、

保護者と連署又は連

第十三条 入学志願者は、(入学の出願)

保護者と連署した入

3

(略)

2

者でなければならない。
前項の代理人は、独自の生計を営む成年の

3

2

6 (略) (略) (略) (略) (略) (の規権者又は未成年後見人に準ずる者) がほの親権者又は未成年後見人に準ずる者)

2 (略) 出願期限内に校長に提出しなければならない。出願期限内に校長に提出しなければならない。

2

- (略) 内に校長に提出しなければならない。 学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第五条 則第九号)の一部を次のように改正する。 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則 (平成十五年広島県教育委員会規

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(就学することができる特別支援学校) 第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第十四条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校は、その保護者(親権者又は未成年後見人に準故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。)の住所(保護者が法人である場合は、親権者又は、主たる事務所の所在地。以下この条及び次条において同じ。)の属する学区の特別支援学校とする。	改正後
(就学することができる特別支援学校) 第三年四十号)第十四条第二項の規定により 第三百四十号)第十四条第二項の規定により 等三百四十号)第十四条第二項の規定により を移見人に事故等のやむを得ない事由がある ときは、その代理人)、成年の者についてはそ で保証人をいう。以下同じ。)の住所(保 である場合にあっては、主たる事 務所の所在地。以下この条及び次条において 同じ。)の属する学区の特別支援学校とする。	改 正 前

附則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

(広島県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

2 広島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (平成二十六年広島県教育委員会規則第

四号)の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

る。 この教育委員会規則は、公布の日から施行す	附則	改正後
九十号)による改正前の公立高等学校に係るの一部を改正する法律(平成二十五年法律第の一部を改正する法律(平成二十五年法律第び高等学校等就学支援金の支給に関する法律び高等学校に係る授業料の不徴収及校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及が高等学校に係る授業料の不徴収及が高等学校の規則の施行の目前から引き続き高等学	附則	改正前

支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第二条第一項に規定する高等学校等をいう。) に在学する者が同日以後に広島県立高等学校学則(以下「学則」という。) 第十七条の入学を許可されたときの誓約書の提出については、第一条による改正後の学則第十五ついては、第一条による改正後の学校等をいる。